

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

6番 村岡 清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番 村岡 清邦です。

私は、財政運営の基本条例の制定について質問をいたします。

平成26年度、町長の施政方針には、その重点施策について5点の記述があります。重点施策を初めとする行政運営は、まさに財政運営であると言えると思います。

経済は明るさを取り戻してきているとし、国は税収の伸びを見込んだ積極的な予算を編成したようですが、本町の当初予算の内容は、国の補助金、交付金や有利な起債などを活用、殊に補助金の変身による新たな事業の創設など、英知を結集しての予算編成だったと推測するものです。

多度津町の財政運営はこうやっているんだよと住民の方々に説明し、理解が得られやすいものは、条例、規則に定めがあることも、その一つと考えられます。細部の細やかなことは説明を要することかもしれませんが、その基本的な事柄については、条例を開けば理解を深めていただけるのではと感じています。

財政運営について、他市では基本条例を設けているようです。他市の条例を拝見させていただきますと、まず初めに財政運営の基本方針、さらには市長の責務、歳入の確保及び歳出の見直し、公共施設その他資産の管理、基金、起債、使用料、補助金、委託料の見直し、情報の公表、財務諸表の作成及び公表、財政運営判断指標の算定及び公表、中期財政計画の策定、実施計画の策定、さらには予算の編成などの条文の整理がなされているようです。その条文の一部を抜粋いたしますと、起債の項では、次のように書かれています。市は、地方債の発行に当たっては、起債以外の財源調達の可能性、2つ目には、将来において当該地方債の償還を市民が負担することとなる妥当性、3つ目には、後年度の財政運営に与える影響などに留意をしながら、起債の適否、限度額を決定しなければならないというような規定もあります。そして、市は、毎年度の起債の合計額が地方債元金償還額を下回るように努めなければならない。ただし、重要性または緊急性の高い行政課題に対応するため特に必要があると認める場合については、この限りではない。3つ目には、市長は、前項ただし書きの規定により起債を行うときは、その理由を明らかにしなければならないというような規定の内容であります。この起債の考え方については、本町においても同様の考え方をしながら、起債額の減少に努めておられることについては理解をいたしておりますが、こうした条例が制定されていれば、この定めによって行っていますよと、より丁寧に説明ができると思います。また、本年の多度津

中学校の改築に当たっての起債についても、ただし書きの規定に従って事業実施を行っているのだなと理解を得ることもできます。

また、他の市においては、財政運営の指針として、次のような規定を盛り込んでおります。市の財政は、市民の厳粛な信託及び負担に基づくものであり、市は財政を健全に運営しなければなりません。2つ目には、市の負債は、現在及び将来の市民の負担であり、市は人口の動向など市民の負担能力の変化を考慮して、世代間の負担の均衡を図るとともに、長期的な計画、起債その他の将来の負担に影響する事項については、その負担が意思決定に参加できない者によっても担われることに留意して決定をしなければならないというような規定も設けております。

また、責務規定といたしまして、市民は、政策による市民の利益が市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識するとともに、世代間の負担の均衡に配慮しなければなりません。2つ目には、議会は市民の信託に基づく市民の代表機関として議会の議決を要する計画及び予算（補正予算及び暫定予算も含む）を議決し、予算の執行を監視し、並びに決算の認定をしなければならない。また、市長は、市民の信託に基づく市の代表機関として、総合計画に基づき予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営し、職員は十分な注意力及び勤勉さをもって財務に当たらなければなりませんというような規定を定めております。

条文の表現方法は少し違いますが、世代間負担の公平性に配慮した内容と言えらると思います。特に、市民の責務、議会の責務、市長の責務、また職員の財務にかかわる事柄にも触れ、市全体で取り組む姿勢が酌み取れる内容となっております。

そこで、お尋ねいたします。

本町においても、中期財政計画や財務諸表の作成及び公表、財政運営判断指標の算定及び公表の事柄については、既に実施、公表いたしておりますが、条例の制定により、本町の財政運営の基本方針がわかれば、推進する事業への理解が深まるものと思います。財政運営の基本方針の内容をよりわかりやすくするため、条例を制定してはいかがでしょうか。

終わります。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

村岡 清邦議員のご質問にお答えをしております。

行政を運営していくに当たり、その根拠となるのは財政であり、健全な財政を運営していくことが重要課題だと思っております。私が町議会議員のとき、一

般質問をさせていただくときには、必ず1項目は財政の健全化について質問させていただきました。当時は、常に危機感を抱いていたときでしたので、財政の重要性は理解しているつもりでおります。私が町長に就任させていただいてから、常に念頭に入れているのは、財政規律を守ること、優先順をつけ、選択と集中のもと、費用対効果を最大限発揮することを心がけております。重要課題として取り上げている財政ですので、規範である基本条例の制定も考慮に入れて検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳細につきましては担当課長よりお答えをしております。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

村岡議員ご質問の「財政運営の基本条例について」お答えいたします。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政運営につきましては、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になるとともに、平成21年度4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行されたことから、各自治体が住民等の理解と協力を得ながら、財政の健全化を早期に進めていくために、みずからの財政状況についてより積極的に情報を開示していくことが求められるようになりました。

当町におきましても、地方自治法に基づく決算や財政状況の公表などを広報やホームページ上で行うことで開示に努めて参りました。しかし、財政に関する用語は一般になじみが薄く、難解であるととられているようでございます。

そのような状況におきまして、わかりやすく住民の皆様に公表するため、平成20年に、平成19年度決算を「多度津町の台所事情～さくら家の場合～」と標題をつけ、多度津町の財政状況を一般家庭に見立て、平易な言葉を用いて解説し、掲載した経緯がございます。

残念ながら、その後更新はしておりませんので、この「多度津町の台所事情」を更新するとともに、誰でも町の財政状況が理解できる公表手段を検討してまいります。

ご質問の財政運営基本条例は、議員がご指摘のとおり、財政運営の基本原則をそれまでの内部管理から新たな義務づけを含めて公開・公表し、首長、議会、住民が守るべき自治の原則として法制度化し、財政の健全化を目指す又は維持するための仕組みでございます。

しかし、景気の影響を受ける法人町民税、交付税制度などの国の経済政策、税制度、地方財政制度によって財政運営が大きく影響される単年度の収入自体を長期に計画的に決めることには無理があると考えております。議会審議が条例に適合するかのチェックになってしまい、政策が将来的に大切であるかという

ような議論が薄くなる等の恐れもございます。条例を制定する場合には、条例自体の内容とともに、住民の関心の向上と理解及び実際の運用方法の熟成が重要であると思われまます。条例制定を提案した自治体では、「今なぜ条例制定をする必要があるのか」などの議論があり、継続審議になっているところもあるようでございます。一方、現在新地方公会計制度が導入されようとしており、平成26年度には総務省より標準モデルが示され、今後はその対応を図っていくこととなります。この標準モデルは、住民や議会に対してわかりやすく公表することで財政の透明性を高め、説明責任を果たすとともに、財務書類から得られる情報から資産の状況等を整理し分析することによって、有効に活用することができ、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることを目的としておりますが、大きく財務処理が変更されるため、業務量が多大になることが予想されます。今後は、この制度が確立していく中で、条例制定が必要となれば取り組んでまいりたいと考えております。当分の間は、わかりやすく情報公開に努めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、村岡議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、村岡議員、再質問があればお受けいたします。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

詳しく答弁をいただきました。

多度津町では、中期財政計画についても、5年間をスパンとした内容での中期財政計画というようにお示しをいただいております。そうした中で、他市の状況をちょっと見させていただきまますと、中期財政計画、そのことについては説明、解説も含めたような資料も含めながら、こうした条例のなぜつくったのかということもお知らせもしながら進めているところもあるようです。そんな中で、中期財政計画の中に1つはもちろん一般会計及び特別会計の歳入歳出の見込み額、この部分につきましては、若干特別会計が含まれてないのかなという思いがいたしますし、財政調整基金、その他財政の安定のために資金を留保している基金の見込み額、さらには地方債の現在高の見込み額であるとか、財政運営判断指標がどのように変わっていくのかというように見込み、さらには財政判断指標の目標値なども含めて記載をいたしておるようでございます。そんな中で、住民向けの解説には、このように書かれています。抜粋ですが、十分先ほどの質問の中で書き切ることはできませんでしたが、お聞きをいただけたらと思います。中期的な期間とは、原則として5年間としますよ、このことが定められています。それから、中期的な期間における各年度の財政見直し

を作成しとは、自治体財政は単年度予算主義の原則に基づき運営をされていますが、計画的な財政運営を行っていくには、財政について中期的な見通しを持つことが必要となるため、市長は毎年度中期財政計画を策定しなければならない旨を定めていますというような解説も含めたような形で住民の皆さんのご理解を得るといような状況が見受けられます。そうした中で、本町においてもこうしたような基金の残高とか、あるいは地方債の残高とか、指標の見込み、さらには指標の目標値等も含めながら、中期財政計画を立てていく。そのことについて、どのようにお考えか、ご質問をいたします。よろしく願います。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

村岡議員の再質問でございます。

中期財政計画の中で、それらの基金残高、起債の残高、あるいは指標の目標数値を示せということでございます。

現在、財政部門の考え方は、中期財政計画につきましては、一昨年の12月に中期財政計画をお示しして、議会の議員の皆様には説明した中で、大きな変更があれば再度説明をいたしたいということでございましたが、現在その段階では、中学校建設、消防建設も入りまして、大きくこの計画が変わっているということではございませんので、昨年度12月ごろには見直しは行っておりません。今後、政策的に大きな変更が出てくれば、また中期財政計画は見直して、再度お示ししたいと考えております。

そういう中で、数値の目標値は、非常にデリケートな分で、ある程度目標を出せば縛られる部分もあります。確かに、議員言われたとおり、非常にわかりやすくきちっと住民に説明する必要があるということは重々理解しておりますので、そういう状況の中で、どこまで公表できるか、あるいは議員の皆様とも十分議論しながら、今後住民皆様に理解いただけるよう財政運営を進めていきたいと思っておりますので、簡単であります。再質問の答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁がありました。再々質問があればお受けいたします。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

財政運営の基本条例については、いま少し時間がかかるというようなご説明もありました。

1つ要望でございますが、広報が毎月出されておりますが、広報の片隅でも

結構でございますので、この財政についての言葉の意味を少しずつ住民の皆様にもご理解をいただけるような形で何々とはというような用語解説というようなものも少し広報の中に入れてはどうだろうかというような気もいたします。それは、償還金残高一つをとりましても、それは何を意味しているのか、なかなか言葉は難しい。それは、今多度津町が抱えている償還額、お金を返さなければならない元金のことなんですよという、そうした小さな事柄でも結構だと思いますが、載せてはどうだろうか。あるいは、起債の借りに当たって、多度津町今大変苦勞なさっております。この説明書によりますと、市が留意しなければならないこと、それは毎年度の起債の合計額が当該年度の地方債元金償還額を下回る、それは借り入れする額が償還する額よりも少なくして、残高を少しずつ少しずつ減らしてるんですよ、そんなことも説明の中に記載もされておりますから、多度津町がこういうような起債の考え方についてこのように進めているんですよというようなことも、広報の片隅に財政運営の指標といえますか、事柄についてこんなことやっていますというようなこともあわせて載せていただければ、住民の皆さん、条例が今すぐできないっていうのであれば、そのような工夫もなさってはどうか。これは要望でありますので、質問ではありません。よろしくお願ひしたいと思います。